

## ○第7期美唄市総合計画等市民検討会議設置要綱

(令和元年5月1日庁達第49号)

(設置)

第1条 第7期美唄市総合計画基本構想及び基本計画並びに第5次国土利用美唄市計画の策定に際し、市民参加によるまちづくりを推進するため、第7期美唄市総合計画等市民検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 第7期美唄市総合計画基本構想及び基本計画の策定に関する事項
- (2) 第5次国土利用美唄市計画の策定に関する事項
- (3) その他前2号に関する必要な事項

2 検討会議において、前項各号に規定する調査及び検討結果について、市長に提言することができる。

(委員)

第3条 検討会議は、委員70人以内で組織し、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 労働団体、農業団体又は商業団体を代表する者
- (2) 青年団体又は女性団体を代表する者
- (3) 工鉱業者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募に応募した者
- (6) 市職員

2 委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

(専門員)

第4条 市長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、検討会議に専門員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、市長に対し関係職員を会議に出席させ、必要な説明を求め、又は意見を述べるよう要請することができる。

(情報の収集)

第7条 委員長は、市長に対し、第2条に規定する事項の調査及び検討を行うに当たり、必要な情報を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに対し、必要と認めた情報を提供するものとする。

(部会)

第8条 委員長は、検討会議を円滑かつ効率的に推進するため、分野ごとの課題についての協議を行う部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、委員長が指定する。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(その他)

3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第5条第2項の規定にかかわらず市長が招集する。